



亀山市・鈴鹿市によるはしご車の共同整備・共同運用に向けて

亀山市は、鈴鹿市と消防の大型はしご車を共同で整備、運用するための連携協約の締結に向けて、鈴鹿市と協議を行います。

これは、亀山市・鈴鹿市圏域の人口減少が進行し、財源に限られる中、出動頻度が高くなく、整備費用が高額であるはしご車を両市で共同整備・共同運用することにより、使用頻度の高い資機材の整備や現場要員の増強など財源の効率的な配分を図り、もって両市圏域内の消防力を充実強化することを目的として行うものです。

これまで、本市と鈴鹿市は、平成29年4月に国が示した「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を受け、両市消防本部職員で構成する検討委員会により、はしご車を共同整備した場合の運用効果や財政的な効果を調査・検討してまいりました。

その結果、はしご車の共同整備の有用性が確認できたため、早期実現に向け、消防の連携・協力の基本方針や消防事務の内容及び方法等の協議を進め、平成31年3月に実施計画書を作成のうえ、この度、地方自治法上、はしご車の共同整備に必要な連携協約の締結に向け、鈴鹿市との協議をすることについて、令和元年9月議会に議案を提出いたします。

なお、連携協約に規定する主な内容や今後のスケジュール等、詳細については、別添資料のとおりです。